

宇陀市会計年度任用職員登録制度のご案内

宇陀市役所では、会計年度任用職員として働くことを希望される人に、あらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録していただき、条件に合う方を担当課で選考し、面接審査等を行い、採用する会計年度任用職員登録制度により募集します。

※この登録制度とは別に、特別な理由がある場合や専門職（保育士・保健師等）等について、担当課が広報、ホームページ、ハローワーク等を通じて募集をすることもあります。

1 登録条件

- ① 登録を希望する職種に必要な資格・免許等を取得していること
 - ② 職務遂行に支障のない良好な健康状態であること
 - ③ 地方公務員法第16条各号に掲げる欠格条項に該当しないこと
- ※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

2 登録受付期間

- ① 令和5年12月1日（金）から随時受付します。
- ② 登録は市販の履歴書ではなく宇陀市会計年度任用職員候補者登録申込書（下記4 提出書類①参照）の提出が必要となりますので、ご注意ください。
- ③ 登録完了のお知らせはいたしませんので、ご了承ください。ただし、地方公務員法の欠格条項に該当する場合など、登録できない場合は、別途通知いたします。

3 登録有効期間

登録有効期間は、受領日から令和9年3月31日まで（3年間有効とします。）

4 提出書類

- ① 宇陀市会計年度任用職員候補者登録申込書
- ② 写真1枚（縦4cm×横3cm：脱帽、上半身正面向き、最近3ヶ月以内に撮影したもの）
- ③ 資格・免許・経験が必要な職種に応募する場合は、資格証・免許証等の写しを添付してください。希望職種が資格・免許・経験を要しない職種の場合には、資格証・免許証等の写しの添付は不要です。障がい者の方は、障害者手帳等の写しを添付してください。

5 提出方法

郵送に限ります。封筒の表に「会計年度任用職員候補者登録申込書」と朱書きし、郵送してください。提出書類は返却いたしません。あらかじめご了承ください。

6 登録を募集する職種

別添登録募集職種一覧のとおり

7 勤務条件等

(1) 任用期間

1年以内（各年度3月31日までの期間の範囲内）

※勤務不良等に該当する場合には、任用期間中でも免職とします。

(2) 勤務日

原則として月曜日から金曜日の週5日以内としますが、職種により土曜日及び日曜日、国民の祝日において勤務を要する場合があります。

(3) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分までのうち7時間30分の範囲内（休憩1時間）としますが、職種、就業場所によって異なる場合や延長する場合があります。

(4) 通勤費用

勤務地までの通勤距離、通勤方法に応じ、該当者に対して支給します。

（正規職員の通勤手当に準じます）

(5) 時間外勤務手当

該当者には、時間外勤務手当を支給します。

(6) 期末手当

条件に該当した場合に支給します。

(7) 報酬の支給

日給・時給支給者は、毎月末締め翌月21日に支給、月給支給者は、当月21日に支給します。

※休日となる場合はその前日

(8) 休暇等

任用期間や勤務時間数に応じて、年次有給休暇を付与します。他にも特別休暇として結婚休暇、忌引休暇等の有給休暇や産前・産後等の休暇が取得できます。

(9) 社会保険など

任用期間、勤務時間などに応じて、奈良県市町村職員共済組合等（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険、災害補償などに加入します。

(10) 服務

地方公務員法に規定する服務及び分限・懲戒に関する規定が適用されます。

※したがって信用失墜行為の禁止や守秘義務等、地方公務員としての義務が課されることとなります。

8 申込書の取扱いについて

- ① 登録内容は、個人情報保護に関する法律に基づき、適切に管理し、登録・任用以外には一切使用しません。
- ② 登録後に記載内容に変更が生じた場合や登録の取り消しを希望する場合は、人事課へご連絡ください。なお、会計年度任用職員として任用が決定した場合、また、期限経過後には候補者台帳から抹消します。

9 任用方法

会計年度任用職員を任用する必要がある場合、登録者の中から任用条件に一致する方を抽出し、候補者を決定します。候補者に対して市より連絡をし、業務内容や勤務条件等を説明したうえで面接試験等による選考を行い、任用者を決定します。

10 その他

- ① 候補者台帳に登録されても、必ず任用されるとは限りません。任用の人員が限られているため、登録有効期間中に任用されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ② 登録は任用を約束したものではなく、待機中の求職活動等に制限はありません。

11 問い合わせ・申込書提出先

宇陀市役所 市長公室 人事課

【所在地】〒633-0292 宇陀市榛原下井足17番地の3

【電話】0745-82-1303

○登録から採用までの流れ

登録受付
宇陀市会計年度任用職員登録申込書を人事課へ提出していただきます。



宇陀市会計年度任用職員候補者台帳に登録
登録有効期間中、宇陀市会計年度任用職員候補者台帳へ登録します。



希望・条件の合う方へ担当課から連絡
登録申込書による書類選考を行い、担当課から直接連絡します。この際、業務内容や勤務条件等を説明します。勤務条件等が一致すれば、後日面接等を行います。

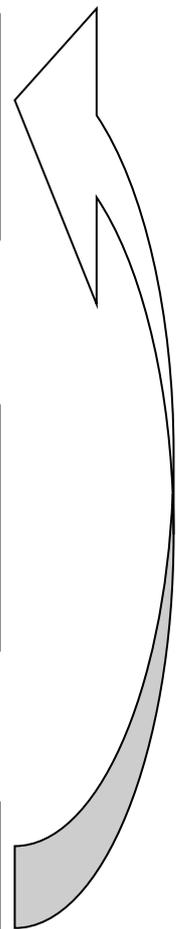


面接等による選考
担当課で面接等による選考を行い、採用者を決定します。



合格の場合

採用決定



不合格となった場合
※不合格の場合でも再登録の必要はありません。